

平成28年6月定例会 県土整備委員会（事前）  
平成28年6月6日（月）  
[委員会の概要 危機管理部関係]

島田委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（10時54分）

これより、危機管理部関係の調査を行います。

この際、危機管理部関係の6月定例会提出予定議案等について理事者側から説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第1号 平成28年度徳島県一般会計補正予算（第1号）
- 報告第2号 平成27年度徳島県繰越明許費繰越計算書について

【報告事項】

- 平成28年熊本地震に関する徳島県の支援状況について（資料②）
- 消費者庁等の徳島移転に向けた取組状況について（資料③）
- 「徳島県鳴門わかめ認証制度の事業推進に関する指針」について（資料④、⑤）
- 交通死亡事故への対応について

小原危機管理部長

危機管理部から6月定例会に提出を予定しております案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の危機管理部の県土整備委員会説明資料に基づき、御説明申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

危機管理部における6月補正予算案といたしまして、最下段計の欄から3列目に記載のとおり、1億7,477万7,000円の補正をお願いするものでございまして、補正後の予算額は、53億6,259万4,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、2ページをお開きください。

補正予算の課別主要事項について、御説明申し上げます。

まず、危機管理政策課についてであります。

上から4段目、防災総務費の摘要欄①、アの熊本地震救援対策費では、平成28年4月に発生した、平成28年熊本地震の被災地を支援するため、現地への職員派遣等を行う経費として、危機管理政策課計で、5,100万円を計上いたしております。

続きまして、3ページを御覧ください。

とくしまゼロ作戦課についてであります。

まず、財政管理費の摘要欄①、アでは、命を守るための大規模災害対策基金積立金として30万円を計上いたしております。

次に、防災総務費の摘要欄①防災対策指導費であります。

熊本地震の教訓を踏まえ、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模自然災害に備えるため、アの避難所緊急・安全診断事業では、市町村が実施する避難所の安全性についての緊急調査を支援する経費として、5,000万円を計上しております。

また、イの備蓄物資緊急整備事業では、市町村が単独で備蓄することが困難な、アレルギー対応食料をはじめ、簡易トイレ等の備蓄に要する経費として、3,260万円を計上しており、とくしまゼロ作戦課計で、8,290万円を計上いたしております。

続きまして、4ページをお開きください。

消防保安課についてであります。

上から3段目、消防指導費の摘要欄①、アの徳島県消防団応援の店推進事業では、消防団員の確保及び加入を促進するため、消防団員を対象に、特典や割引等の各種サービスを提供する消防団応援の店の仕組みを構築する経費として、消防保安課計で、250万円を計上いたしております。

5ページを御覧ください。

生活安全課についてであります。

上から5段目、環境衛生指導費の摘要欄①、アのニホンジカ管理捕獲・利用促進プロジェクト事業では、ニホンジカの効果的な捕獲を促進するため、科学的・計画的な捕獲に必要な調査、捕獲情報の収集等や、効果的な捕獲等の地域実証を行う経費として、生活安全課計で、2,000万円を計上いたしております。

6ページをお開きください。

安全衛生課についてであります。

上から4段目、環境衛生指導費の摘要欄①、アの生活基盤施設耐震化事業では、将来にわたり持続可能で、災害時においても、安全で良質な水道水を供給できるよう、水道施設の耐震化対策を支援する経費として、安全衛生課計で、1,837万7,000円を計上いたしております。

続きまして、7ページを御覧ください。

平成27年度繰越明許費繰越計算書でございますが、これらにつきましては、平成28年2月定例会におきまして、繰越予算額の議決を頂いたところであり、翌年度繰越額につきましては、とくしまゼロ作戦課所管の防災対策・指導費が2,247万7,000円、消防保安課所管の航空消防防災体制運営費が4,924万8,000円、生活安全課所管の消費者行政推進費が2,423万8,000円となっております。

今回、繰越ししました事業につきましては、早期の事業完了、事業効果の発現に努めてまいります。

危機管理部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

この際、4点、御報告申し上げます。

お手元に御配付の資料1を御覧ください。

平成28年熊本地震に関する徳島県の支援状況について、であります。

人的支援といたしまして、（１）県・市町村職員では、①関西広域連合の一員として、カウンターパートである益城町の避難所運営や家屋被害認定業務のほか、②南阿蘇村における避難所運営などの支援を行ってまいりました。

また、（２）DPAT、（３）DMATが、発災直後から医療支援活動に従事するとともに、２ページ目の（６）保健師チームや（７）管理栄養士チーム、（８）医療救護班などが、熊本県内各地で、保健医療分野の支援を実施いたしました。

加えて、（１０）教育支援チームでは、益城町の小・中学校における、学校再開のための支援活動に、（１１）徳島県緊急災害対策派遣チームでは、益城町などにおいて、被災建築物被災宅地の危険度判定業務等に従事いたしました。

また、３ページ目（１３）農業土木派遣チームによる農業用施設の被害調査のほか、（１４）県警、（１５）緊急消防援助隊では、南阿蘇村において行方不明者の捜索活動等に従事いたしました。

さらには、（１６）社会福祉協議会関係者のボランティア支援を含め、人的支援の合計といたしましては、昨日６月５日までで、６２１名の職員を派遣したところであります。

次に物的支援といたしまして、県内企業の協力の下、４月１７日・１８日に水やアルファ化米、缶詰といった食料品、紙おむつなどを、４月２５日には、虫よけスプレーや洗剤等の避難所運営に必要な物資を支援いたしました。

また、その他支援といたしまして、（１）県営住宅等１４５戸で被災者受入れの募集を行ったほか、４ページ目、（４）熊本地震義援金の募集や、（６）では、徳島県からの災害見舞金の贈呈、（８）では、徳島県議会からも災害見舞金の贈呈を行っていただいたところであります。

今後とも、避難所など被災地のニーズを適確に把握し、関西広域連合や全国知事会等とも連携し、益城町をはじめとした被災地の復旧・復興に向けた支援を行ってまいります。

２点目は、消費者庁等の徳島移転に向けた取組状況について、であります。

資料２を御覧ください。

時系列に沿って順次説明をさせていただきます。

特に、２ページ目の２月定例会閉会以降の動きについて、重点的に説明をさせていただきますと思います。

３月１３日から１７日にかけて、消費者庁長官が来県され、消費者庁の業務試験が、神山町を中心に行われました。

３月２２日は、国において政府機関移転基本方針が決定され、この中で、消費者庁等の徳島移転については、地方創生に資するという点で一定の意義が認められる、と明記されるとともに、現在進められておりますICTの活用による試行等をし、移転に向けて８月末までに結論を得ることを目指すとされているところであります。

４月１日には、消費者庁移転推進統括本部を設置するとともに、危機管理部に担当次長と消費者行政推進課を新設したところであります。

また、統括本部会議のもと、消費者庁の業務試験、国民生活センターの試験移転の準備・推進を担う三つのチームを設置したところであります。

5月9日からは、国民生活センターの教育研修業務と商品テスト業務の試験移転が開始されました。

この試験移転について、教育研修は、来年2月までに14回を実施、商品テストは、夏までに数品目を実施されることとなっております。

5月31日には、『消費者庁・国民生活センター等』徳島誘致協議会が経済同友会を訪問し、徳島移転の要請活動を実施いただいております。

今後のスケジュールといたしまして、まだ、具体的な実施期日については、消費者庁から示されておりませんが、7月には、徳島県庁での消費者庁の業務試験が、1か月程度行われることとなっており、現在、その受入れ準備を進めているところであります。

去る3月に発表されました政府関係機関・移転基本方針にも記載されているとおり、8月末までには、移転の可否について結論が示される予定となっておりますことから、今後とも、全庁を挙げた取組を進めてまいりたいと考えておりますので、委員各位の格別の御理解と御協力を賜りますよう、お願いいたします。

3点目は、徳島県鳴門わかめ認証制度の事業推進に関する指針についてであります。

お手元に御配付の資料3概要版を御覧ください。

鳴門わかめ認証制度は、農林水産部が主体となり進めているものでありますが、鳴門わかめの産地偽装根絶に向け、基本方針として、1、認定加工業者の増加に向けた取組、2、認証商品のブランド力向上、販路拡大に向けた取組、3、コンプライアンスの徹底に向けた取組、4、鳴門わかめの増産と品質向上に向けた取組、を重点的に進めることとし、数値目標では、平成30年度末をめどに80事業者の認定を目指しております。

危機管理部としましては、具体的な取組の（3）コンプライアンスの徹底に向けた取組におきまして、主にとくしま食品表示Gメンによる監視活動の強化を担っており、東京・大阪両本部の職員を新たにGメンに任命するなど、県外で流通する鳴門わかめの監視体制の更なる強化を図り、関係法令等の周知と事業者自らの取組強化に対する支援など、新たに策定したこの指針に基づく取組を、しっかりと進めてまいります。

なお、詳細につきましては、資料4の徳島県鳴門わかめ認証制度の事業推進に関する指針を御覧いただければと存じます。

4点目は、配付資料はございませんが、交通死亡事故への対応について、であります。交通事故死者数は、昨年は27人と昭和35年の道路交通法施行後、最も少ない年でありましたが、今年は、年初から交通死亡事故が多発しており、既に26人の方がお亡くなりになっております。

中でも、高齢者が運転する車両事故や自損事故の増加が顕著となっており、その対策が急務であります。

県では、5月12日から10日間に渡り、8年ぶりに、県下全域に交通死亡事故多発警報を発令するとともに、交通死亡事故緊急抑止対策会議の開催や、道路交通情報板による、注意喚起を図ってきたところであります。

さらに、本日の夕方、緊急の高齢者交通安全推進委員会議を開催するほか、各地域の老人クラブを訪問し、交通安全啓発を行うなど、交通事故防止の徹底に取り組んでまいります。

以上、御報告申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

島田委員長

これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

達田委員

今回、予算書に入っておりますことからお聞きをしたいと思います。

まず、熊本地震救援対策費というので予算が付けられております。職員の方々がたくさん行かれて、支援をされてきたということなんですけれども、特に医療関係での支援というのが行かれておりますよね。いろんな問題点があるかと思うんですけれども、活動されて徳島県に当てはめた場合に、どういうことが大事だろうかとお感じになったのか、報告書がまだまとまっていないかもわかりませんが、もし何か御意見が出ておりましたら、徳島県にとって教訓とするべきところを是非教えていただけたらと思います。

金井危機管理部次長

ただいま委員より熊本地震に対する派遣職員がいろいろ活動した上で、どのような教訓と課題を感じたかといった御質問でございますが、今回、危機管理部を中心に避難所運営等の支援、あるいは保健医療で被災者の健康への相談といった支援を行ってまいりました。

聞くとところによりますと、やはり今回の地震が病院、庁舎、あるいは避難所自体が被災したことで、当初の初動対応が非常に遅れた。あと、市町村あるいは県として行政の継続体制をしっかりとっていく。あるいは、自治体職員が避難所運営に追われて、その後の罹災証明の発行などが遅れたといった、復旧復興の遅れがその後出てきたというような課題がございますので、本県におきましては、そういった課題をしっかりと踏まえて今後対策をしていきたいと考えております。

達田委員

今回のように、何回も何回も揺れに襲われるというようなことがなかなか想定できていなかったという場合もあるかと思えます。しかし、地震が800年ぐらい前に3か月以上揺れたという記録も古文書で残っておりますし、有名な方丈記でもそういうことが書かれていたりします。ですから、活断層で地震が起きた場合にどんなふうになっていくのかということが、これからきちんと熊本地震を参考にして検証した上で、また防災計画そのものを徳島県としても見直さなければいけないところがあるんじゃないかと思うんですけれども、その点でいかがでしょうか。

坂東とくしまゼロ作戦課長

熊本地震を踏まえての地域防災計画の見直しについての御質問でございます。

今回の熊本地震では、活断層による直下型の地震の中で、2日をあけて震度7の地震が発生をしたという、これまで気象庁でも余り例のないパターンということが出ております。

基本的に震度に関しましては、南海トラフの巨大地震を想定した形での地域防災計画というものを想定しておりますが、今回の直下型地震についても、「とくしまー0（ゼロ）作戦」地震対策行動計画の中では、直上を避けるような特定活断層調査区域の指定など、これまで対策を講じてきたところでございます。

地域防災計画の見直しということにつきましては、これから熊本地震、我々支援にも入ってきましたけれども、その中で見つけてきた課題、こういったものを踏まえて、連続した地震だけにとどまらず、それ以外の課題、繰り返し襲ってくる、今3か月ということのお話がありましたけれども、そうした場合の住民の方の不安感というものも踏まえて、見直しについては、今後検討してまいりたいと考えております。

#### 達田委員

これまで621人の方が派遣職員として活動されてきたということで、まだこれからも支援をされるかと思うんですけれども、やっぱりその経験を生かして、徳島県の防災にしっかりと役立てていただきたいなと思いますので、その点、よろしく願いいたします。

これまでは、東日本であるとかいろんなところで大災害が起きたときに、私どもの党組織でも、すぐさま支援に来てくださいということで行ったりしていたんですけれども、今回の場合は様子が違いまして、来たらかえって危ないので、要請があるまで義援金を集めるなど現地でできる支援をしてくださいというようなことになったわけです。ですから、私どもも現地に一刻も早く行きたいという気持ちはありますけれども、なかなか支援に行けないという状況でございます。

それで、現地の議員でありますとか、また党組織が支援に入りまして活動してきたわけですけれども、そこで言われますのは、やっぱりたくさんの方が避難所で御苦労なさっていると。特に避難所の設備です。それが、本当に間仕切りもないような中で、中には土足で人が寝ているところを通るようなところもあるというようなことで、衛生状態も悪いというような、報告がされております。

それで、一つ一つ改善をしていかなければいけないんですけれども、地震や様々な災害のときに、避難所に来て、毛布もない、また間仕切りもない。国の方は、簡易ベッドを用意しなさいとか間仕切りを用意しなさいとか、いろんなことを書かれているんですけれども、物がないわけなんですよ。ですから、本当にいろんなボランティアの方とかが工夫してそういうものをつくっていったと。何日もかかったそうですけれども。

徳島県の場合は、避難所に行った場合にそういうものがすぐさま用意できる状態なのかどうか、その点いかがでしょうか。

#### 坂東とくしまゼロ作戦課長

避難所における受入れ体制についての御質問でございます。

徳島県の場合、避難所運営につきましては、地域防災計画にも記載をしておりますけれども、「とくしまー0（ゼロ）作戦」地震対策行動計画、この中で避難所の運営も含めまして体制整備、これは、直下型の地震も含んでおりますが、主に南海トラフの地震を想定してこれまで体制を築いてきたところであります。

平成26年度から戦略的災害医療プロジェクトという形で、助かる命を助ける、避難をした後の避難所における環境整備、こうしたものにも取り組んでおりまして、平成27年度末に基本方針を定めたところでございます。この中では、快適避難所ということの一つキーワードに上げておりますけれども、助かった命を助けるための取組というものを、今回、後期の「とくしまー0（ゼロ）作戦」地震対策行動計画、この中で力点を置いて取り組んでいくということにしております。

今委員から御質問のありました簡易ベッドでありますとかパーティション、こういったものにつきましては、従来から「とくしまー0（ゼロ）作戦」緊急対策事業の中で、市町村に対して2分の1補助という形で取組を促しておりますけれども、これにつきましても、熊本地震の実態がどうであったかということ踏まえて、また市町村に改めて働きかけをしていきたいと考えております。

#### 達田委員

避難所の衛生状況が悪化したというようなことで、感染症が心配された時期もございましたよね。そういうところに直面して、実際に支援をされてきたと思うんですけれども、徳島県の場合は衛生状態をきちんとたもてるのかということ心配するのですけれども、その点はどうでしょうか。

#### 先田とくしまゼロ作戦課災害医療推進担当室長

ただいま避難所等の衛生状況が災害発生時に徳島県でもたもてるのかどうかという御質問を頂いたところでございます。今回、熊本地震におきましては、委員からお話ございましたように、感染症等の発症の懸念もされたということでございます。

それで、私も現地の方へ行ってみまして確認もさせていただきまして、やはり手洗いとか消毒というのが一番感染症予防というのに大事、大切ということでございまして、当県からの保健師チーム等の派遣にもよりまして、現地で消毒等の指導等も行ったところでございます。それで、今回の熊本地震を受けまして、いわゆる消毒とか手洗いの徹底というのが、やはり感染症予防には大切であるということがわかっておりますので、今後、避難所運営の中で、そのような形で消毒、手洗いの徹底ができるような形で啓発等進めていきたいと思っております。

#### 達田委員

高齢者の方で体が御不自由な方、弱っている方とか、また障がい者の方とか、また生まれたばかりの赤ちゃんとか、妊婦さんであるとか、本当に保護しなければならない方がきちんと生活の質をたもちながら過ごしていけるのかというのがすごく問われていると思うんです。

それでお聞きしますと、やっぱり生まれたばかりの赤ちゃんが車の中で何日ももく浴もできずに過ごしていたという状況もあった。それから、おなかの大きい妊婦さんが、避難所でごった返しているようなところで、非常に精神的にも不安になったとか、いろんなことが言われております。全盲の方が夜中にトイレに行くのに、介助をお願いするのが申し

訳ないということで我慢をして、おしめで過ごして、生活の質がすごく低下をしたというようなことも報告されているんです。

ですから、本当に一つ一つ見ますと、福祉避難所というのがすごく大事になってくると思うんですが、場所はあるんだけど、結局マンパワーがない、人がいないということで、非常に悩んでおられたそうなんですけれども、その点は徳島県はどうでしょうか。

坂東とくしまゼロ作戦課長

福祉避難所の運営確保についての御質問でございます。

県内の福祉避難所につきましては、保健福祉部で実際の運用については担当しておりますけれども、県の社会福祉協議会等と我々も連携を図っております。保健福祉部、それから県の社会福祉協議会と施設管理者、主に福祉施設を中心に福祉避難所の指定というのは行っており、福祉施設の管理者等との情報共有を行いながら、具体的な運用について議論を進めているところでございます。

この中で、福祉避難所につきましては、緊急入所でありますとか、いわゆる福祉避難所としての活用等々、運用の中で整理すべき課題がまだまだあるというふうなことを把握はしておりますけれども、これについて今後更に検討を進めていくという予定にしております。

達田委員

先ほど御答弁もありましたように、保健福祉部との連携というのが非常に大事だと思うんです。福祉施設、高齢者施設等は日ごろから人が足りない、そういう状況ですので、こういう被災、緊急に大きな大災害が起きた場合に、本当に対応ができる人がいるんだろうかということが非常に心配されるわけです。

これは危機管理だけではなくて、やっぱり県全体がそういう福祉対策をきちんと、人が配置できるような方向に持っていかないと、なかなか緊急のときに「してくださいよ」と言ったって、人がいないので困りますので、それは全体的な問題として是非これからも考えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、予算にちゃんと出ておりますが、避難所の緊急安全診断事業。避難所が危ないのでは困りますけれども、緊急安全診断を行わなければならない施設というのは、どれぐらいあるんでしょうか。

坂東とくしまゼロ作戦課長

今回の避難所緊急安全診断事業につきまして、対象とする避難所についてでございます。

現在、避難所の総数としましては、県内で1,330か所ございますが、このうち小中学校や県有の施設につきましては、つり天井であったり窓枠であったり、そういった非構造部材の耐震化というのを進めておりまして、これらを除いた約900施設が避難所の今回の事業対象と考えております。

達田委員



この診断、たくさん箇所がありますけれども、いつまでに診断を終える、そしていつまでに対策を立てていくという、そういう計画というのはどうなっているのでしょうか。

坂東とくしまゼロ作戦課長

診断のスケジュールに関しましては、今回、予算をお認めいただいた後に市町村と連携をしていながら診断を進めていきます。我々としましては、緊急事業として考えておりますので、できるだけ速やかにと考えておりますが、市町村の受入れ体制等も調整しながら、今後、速やかに実施をしてまいりたいと考えております。

達田委員

この部分、小中学校とかの施設を除くということなんですけれども、避難所といいますと、すぐ近くにある小中学校とかそういうところも避難所になるわけなんですけれども、全て含めて緊急安全診断ができると受け止めてよろしいのでしょうか。

坂東とくしまゼロ作戦課長

既に取り組んでいる小中学校を除いてということですので、我々としましては、約900施設について安全診断をまず行って、その後、必要な対策というものを講じていきたいと考えております。

達田委員

私も今まで防災対策特別委員会などで避難所の整備ということでお願いもしてきたんですけれども、例えば、学校につきましては、非構造部材の耐震点検を行うということで、平成24年4月1日現在の数とかいうのも報告されていますけれども、その後、きちんと整備をされて、そして安全ですよという状況になっているのかどうか。

というのは、被災された方というのは、やっぱり一番近くのところへ行きますので、それが学校であれ、県の施設であれ、市町村の施設であれ、関係なく逃げ込んでいくと思います。特に子供たちが過ごすところというのは、すごく子供の安全にもかかわってきますので、それはどうなんでしょうか。

坂東とくしまゼロ作戦課長

小中学校の現在の状況についてでございます。

小中学校につきましては、400余りございますが、小学校234か所、それから中学校91か所、高校38か所等々につきましては、既に非構造部材の耐震化というものを進めておりますので、これらを除いて、今回、900余りの避難所を対象とするという形になっております。つまり、400近くの小中学校、高校等につきましては、既に取組が始まっていると御理解いただければと存じます。

達田委員

避難所としては安全ですよということが言えるということですね。

そうしたら、安全診断を緊急に対応をされて、本当にいつ逃げ込んでも大丈夫ですよというような状況の施設を早く完備をしていただきたいと思います。今回は、熊本を見ていなくても、建物の中に入るのが怖いというようなことで、車で過ごされたりテントで過ごされたりという方がたくさんいらっしゃいました。それはもう気持ちはそのとおりだと思います。家も壊れ、公共施設も傷みましたら、本当に建物の中に入るのが怖いと思います。

そういう場合に、徳島県の場合、例えば、テント生活なんかができる、緊急に避難場所として1日、2日、空き地とか公園とか、そういうところが使えるというところはちゃんとあるのでしょうか。

#### 坂東とくしまゼロ作戦課長

今回、熊本地震で特徴的な事象の一つとしまして、屋外における長期避難生活が挙げられております。徳島県内でそうした屋外での避難生活という場所がどれぐらいあるのかという御質問でございます。例えば、車中泊というものは、我々としては、エコノミークラス症候群といったリスクを抱えておりますので、できる限りそうした形のものとは避けていただきたいと思いますと考えておりますけれども、県内では、いわゆる屋根のない避難場所的なところは、空きスペースがあれば、テントを張ったりすることに使えるのではないかと考えております。

ただ、熊本地震の場合もそうですけれども、こうした車中泊でありますとかテント生活、車中泊が主でしたけれども、初期においては、住民の方の自然発生的な利用、例えば、スーパーの駐車場でありますとか公園であるとか、そういったところに自然発生的に人が集まってきて、そういう車中泊というものが行われていたという実態がございます。

避難場所等につきましては、我々の「とくしまー0（ゼロ）作戦」緊急対策事業の中で、アメニティー、例えば、トイレでありますとか炊事場所等の整備というものは、補助の対象としておりますので、今後、そうした新たな形での避難生活というものも市町村とともに検討しながら対応をしていきたいと考えております。

#### 達田委員

今回、避難場所で、いろんな物資がなかったということで、特に避難所生活をされた方は、毎日おにぎりとかパンだけとかそういう食料で、本当に大変な思いをされてきたそうなんですけれども、やはり温かい食事が食べたいとか。食事が悪いと体調を壊してきますよね。

そういう中で、国に要望しまして、国からもちゃんと温かい食事が出るようにしてくださいとか、あるいは避難場所には簡易ベッドであるとか間仕切りであるとか、いろんな項目を挙げて、こういうものを設備してくださいという通知も来たそうですけれども、なかなかそれが実際にはできていないという状況なんです。

ですから、徳島県の場合に、本当に阪神淡路大震災から何年もたち、また東日本大震災の教訓もあるのにできていなかったのか、ということがないように、緊急に避難所の点検と備蓄物資の点検もされて、そしてない物はそろえていくと。最低限、国からこういう物をそろえてくださいというものが熊本にあったと。そういう通知を参考にしてそろえていただきたいと思います。これは事前委員会ですので、要望させていただきたいと

思います。

それと、最後に1点だけお尋ねをしたいと思いますが、消費者庁等の徳島移転に向けた取組状況について資料を頂きました。この5月9日に行われました国民生活センターの試験移転の教育研修業務で、参加をされた方の人数とその都道府県の内訳を教えてください。

勝間消費者行政推進課長

ただいま達田委員のほうから、5月9日に行われました鳴門合同庁舎での国民生活センターの研修の参加者の内訳ということで御質問を頂きました。

今回の研修につきましては、全体で69名という形になっております。うち県内が50名、県外が19名という形になっております。ちなみに、県外につきましては、順番にいきますと、石川県が1名、滋賀県が1名、京都府4名、大阪府1名、兵庫県1名、奈良県1名、岡山県2名、山口県3名、香川県1名、愛媛県1名、福岡県1名、佐賀県1名、鹿児島県1名という形になっております。

達田委員

参加人数につきましても、これは検証の1項目となるのでしょうか。

勝間消費者行政推進課長

今、達田委員から、今回の試験移転の評価の対象に参加者になるのかどうかという御質問を頂きましたけれども、こういった観点で今回の研修の評価をなされるのかということにつきましては、国の国民生活センター、あるいは消費者庁さんのほうで御判断いただけるものと考えているところでございます。

達田委員

今回、お聞きをしますと、知事と大臣が各都道府県宛てに徳島に参加してくださいよというような通知を出されたということなんですけれども、これは、知事が自発的に出されたのか、国から出してくださいと出して出したのか、ちょっとわからないんですけども、それはどんな状況だったのでしょうか。

勝間消費者行政推進課長

ただいま達田委員から、今回の国民生活センターの研修の全国への通知について御質問を頂きましたけれども、今回の国民生活センターの試験移転の研修につきましては、当然、これまで相模原市で行っていたものを鳴門市で行えるのかという観点と、徳島でそれが実際にやれるのかという2つの試験移転としての視点があるかと思います。そういう面では、多くの方々に参加していただいて、それをしっかりと評価していただきたいというような、我々としては気持ちを持っております。

それを踏まえまして、今回、徳島県での開催が決まりましたので、全国の消費者行政の担当の部署に対しまして、できれば徳島県で受講していただきたいという呼びかけをさせていただいたというところでございます。

達田委員

やっぱりこれは試験移転ですから、試験的に行うということで、公平な目で見て、国民生活センターがちゃんとこういうところでこういう研修をしますよということもお知らせをしているわけですから、皆さん、それを見てこられると思うんです。特別に来てくださいよ、といって人を集めて、それが検証の対象になるのか、公平なのかということも、これは批判をされております。

今後はどうなんでしょうか。毎回出されるんですか。

勝間消費者行政推進課長

今達田委員のほうから、研修の参加の呼びかけについて御質問いただいたところでございますけれども、我々とすれば、今委員がおっしゃったように、まずは国民生活センターから徳島県での受講というものについてのPRをしていただきたいという気持ちもございしますが、一方では、先ほど申し上げましたとおり、今回の試験移転につきましてしっかりと評価をしていただくというためには、ある程度受講していただく方に多く参加していただきたいという気持ちもございしますので、毎回ということではございませんけれども、機会があれば、参加の呼びかけはさせていただきたいと考えているところでございます。

達田委員

そうしたら、これ、本当に公平な検証であってほしいと私ども願っております。大臣もこの文書を出しているわけですが、可否を判断するのは誰だといったら、「私がするんです」と大臣がおっしゃっているんです。その大臣が来てくださいますよというような通知を出す。これが本当に公平な検証と言えるのかと思えるんですけれども、やっぱり国民生活センターできちんと広報していただいて、研修には公平な判断で来ていただけるように。

今お聞きしますと、西日本の方がほとんどで、やっぱり東日本の方からは、交通の便もあるんだと思うんですけれども、参加をされていないというようなことです。

ですから、そういうふうな通知をどういう理由で出されたのかわかりませんが、参加をする方も、また判断する方も公平にできるようにしていただけたらと思いますので、その点指摘をさせていただいて終わりたいと思います。

島田委員長

ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時42分）